

「鹿沼職安(22)機械設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、鹿沼公共職業安定所（栃木県鹿沼市睦町 287-20）において、空気調和設備を更新する工事です。

(1) 主な工事内容

- ・ 空気調和設備：既設機器（ボイラー、水冷式パッケージ型空気調和機 他）を撤去し、コンパクト形空気調和機（直膨形）、配管、ダクト類の新設を行います。コンパクト形空気調和機（直膨形）は、冷媒を用いたヒートポンプ形とし、冷媒用コイルにより加熱・冷却するものです。なお、コンパクト形空気調和機（直膨形）は、自動制御設備の各種制御内容に対応したものとしています。
- ・ 換気設備：送風機及びダクトの更新を行います。
- ・ 給水設備：小型給水ポンプの新設及び配管の更新を行います。
- ・ 自動制御設備：既設機器に係る制御盤、制御機器、配線類を撤去し、コンパクト形空気調和機（直膨形）の制御に必要な制御盤、制御機器、配線類を新設します。なお、コンパクト形空気調和機（直膨形）の各種制御内容は、フィルター目詰まり監視、給気温度制御、還気湿度制御、CO2 濃度制御、デフロスト運転、ウォーミングアップ制御、残留運転制御等です。
- ・ 電気設備：空気調和設備改修に伴う電灯及び電力設備の改修を行います。
- ・ 建築工事：空気調和設備改修に伴う設備基礎の改修を行います。

(2) 施工時期、施工条件

- ・ 施工条件、施工日、施工時間については、現場説明書（現場及び技術に関する事項）を参照
- ・ 仮設足場及び養生については仮設備計画図を参照（K-01）

(3) その他留意点

- ・ 本工事では空気調和設備改修に伴い、電気の負荷容量（電気の使用量）が増加します。
- ・ これに対応するための電力会社が行う工事を、本工事の工期内に行います。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・ 法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・ 発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・ 契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です。）

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・ 本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 週休 2 日促進工事の適用

- ・ 本工事は受注者が発注者へ週休 2 日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・ 本工事は余裕期間（発注者指定方式）を設定しています。
- ・ 契約締結の翌日から令和 5 年 7 月 2 日まで主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	鹿沼職安（２２）機械設備改修その他工事	
工事種別	暖冷房衛生設備工事	
工事場所（都県）	栃木県	
工事場所（市区町村）	鹿沼市睦町２８７－２０	
工事概要	敷地面積 約 865m ² １．建物 １）庁舎 構 造：鉄筋コンクリート造地上２階建 建築面積：約 265m ² 延べ面積：約 506m ² 用 途：庁舎 工事内容：空気調和設備改修、換気設備改修、自動制御設備改修、給水設備改修、電気設備改修、建築改修、撤去工事	
担当事務所	宇都宮宮繕事務所	
公示日／期限日／開札日	R 5. 1. 12 / R 5. 1. 24 / R 5. 2. 28	
工 期	令和５年７月３日から令和６年２月１６日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和５年７月２日まで）	
入札契約方式／落札方式	公募型指名競争入札／総合評価落札方式（実績評価型）	
競争参加資格要件の概要	等級（ランク）	暖冷房衛生設備工事 B又はA等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成 19 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 （ア） 工事種目 空気調和設備（機器及び配管・ダクト等の施工を含む。） ただし、J I S C 9612 ルームエアコンディショナを除く。 ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。